

平成27年度

登米市病院事業会計予算書

並びに予算に関する説明書

〔2月4日提出〕

宮城県 登米市

議案第23号

平成27年度登米市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度登米市病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	一般病床	療養病床	病床合計
	376床	30床	406床
(2) 延べ患者数	入院	外来	
	110,060人	310,228人	
(3) 一日平均患者数	入院	外来	
	301人	1,277人	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益	7,920,470	千円
第1項 医業収益	6,953,413	千円
第2項 医業外収益	733,126	千円
第3項 特別利益	233,931	千円
	支	出
第1款 病院事業費用	8,761,608	千円
第1項 医業費用	7,750,125	千円
第2項 医業外費用	241,095	千円
第3項 特別損失	760,388	千円
第4項 予備費	10,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 資本的収入	541,177	千円
第1項 出資金	475,377	千円
第3項 補助金	18,000	千円
第7項 他会計負担金	47,800	千円

	支 出
第1款 資本的支出	775,108千円
第1項 建設改良費	190,010千円
第3項 投資	65,800千円
第4項 償還金	519,298千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」のとおりと定める。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用と医業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	5,462,394千円
(2) 交際費	1,000千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産購入限度額は、1,389,045千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
1 取得する資産	医療機器	X線一般撮影装置	1式

平成27年2月4日提出

登米市長 布施 孝 尚

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
医師住宅賃借（米谷）	平成28年度から 平成29年度まで	千円 4,320